

渥美風力開発株式会社「(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年8月19日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、渥美風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、愛知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛知県田原市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大19,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月30日
環境大臣意見受理	令和 元年11月15日
経済産業大臣意見発出	令和 元年11月25日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月31日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月28日
愛知県知事意見受理	令和 2年 7月22日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 8月19日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

渥美風力開発株式会社「(仮称)田原中山風力発電事業に係る環境影響  
評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、これらを具体化した上で、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、これらの風力発電所事業者からの情報収集に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 造成等による一時的な濁水の影響についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. ポイントセンサス調査に当たっては、他社風車の位置関係にも配慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺は、三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されており、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への影響が懸念されることから、対象事業実施区域及びその周辺のクロマツ林と海岸砂丘からなる海岸景観を景観資源に位置づけた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(愛知県知事からの意見書の写しを添付)